

福岡アジア美術館レジデンス事業 実施要綱

1 総則

福岡アジア美術館（以下「当館」という。）におけるレジデンス事業を実施するため、この要綱を定める。

2 目的

国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合って成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進することにより、現代アートや異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努める。本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構築し、現代アートの交流拠点を目指す。

3 事業内容

- (1) 被招聘予定者は公募し、「福岡アジア美術館レジデンス事業被招聘者選考委員会」で選考する。
- (2) 当館は、被招聘者の創作活動等における必要な支援を行う。
- (3) 当館と被招聘者は、共同して市民との美術交流活動を企画、実施する。

4 実施条件

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度
福岡アジア美術館レジデンス事業
要領

1 目的

国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合って成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進することにより、現代アートや異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努める。本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構築し、現代アートの交流拠点を目指す。

2 主催者

福岡アジア美術館

3 実施形態

(1) 招聘対象者

被招聘者は、次の要件を満たす者とする。

ア 現代アートにおける活動実績が認められ、かつ将来の活躍を期待される者

イ 日本での日常生活が可能な程度の日本語、もしくは英語が話せる者

ウ 美術関係機関、美術団体等からの推薦が得られる者

(2) 招聘人数 計4～6人(組)

ア 海外アーティスト 2人(組)程度

海外在住者で日本国籍を有する者は除く。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

イ 国内アーティスト 2人(組)程度

下記ウ以外の日本在住者で国籍は問わない。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

ウ 福岡アーティスト 2人(組)程度

福岡市または近郊に在住し、自宅から週5日程度、指定のスタジオに通うことができる者。宿泊費の支給はなし。国籍は問わない。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

(3) 招聘期間

60日以内もしくは90日以内

(4) 制作場所および宿泊施設

原則、当館が指定する市内のマンスリーマンション等の宿泊施設に滞在し、AIRスタジオ〔仮称〕(福岡市中央区城内2-5 旧舞鶴中学校南校舎1階)等で創作活動を行う。

(5) 活動内容

ア 創作活動

福岡での創作環境を活かした作品制作やプロジェクト等を公開で行う。

イ 美術交流活動
市民や児童・生徒、来場者等を対象としたワークショップやトーク等を行う。

ウ 作品展示
滞在中に制作した作品を展示する。

(6) 活動条件

ア 滞在中に制作した作品およびその著作権は、被招聘者に帰属する。

イ 作品等の引き取りにかかる経費は、被招聘者が負担する。
なお被招聘者による引き取りが困難な場合は、当館に処分を一任する。

ウ 家族やアシスタントの同伴は、原則として認めない。

エ 滞在中の一時帰国や他国への出国は、原則として認めない。

(7) 主催者の経費負担

主催者は事業の推進にあたり、以下の経費を予算の範囲内で負担する。

ア 往復渡航費（エコノミークラス）

イ 国内移動費及び通勤手当

ウ 宿泊費および日当（食事代を含む）

エ 創作活動、美術交流活動にかかる経費

オ 展示にかかる経費

カ 滞在期間中や渡航時における傷害保険等の加入

(8) 支援内容、その他

ア 創作活動や作品展示、美術交流活動に関する支援や助言

イ 福岡滞在中にあたっての生活ガイダンス

令和4年度
福岡アジア美術館レジデンス事業
施行細則

- 1 この細則は、レジデンス事業要領（以下「要領」という。）に基づくレジデンス事業の実施について必要事項を定めるものである。
- 2 要領3-(2)(3)に定める人数および招聘期間は、原則として次のとおりとする。
なお、この期間中は福岡市滞在が原則であるが、福岡市を離れる必要が生じた場合は事前に主催者と協議する。
 - (1) 9月27日から12月27日の中の90日以内
 - ・海外アーティスト（1人・組）
 - ・国内アーティスト（1人・組）
 - ・福岡アーティスト（1人・組）
 - (2) 1月10日から3月10日の中の60日以内
 - ・海外アーティスト（1人・組）
 - ・国内アーティスト（1人・組）
 - ・福岡アーティスト（1人・組）
- 3 要領3-(4)に定める制作場所の詳細は次のとおりとする。
 - (1) 制作場所：AIRスタジオ〔仮称〕（福岡市中央区城内2-5 旧舞鶴中学校南校舎1階）
使用面積：30㎡～130㎡
使用時間：10：00～19：00
- 4 要領3-(4)に定める制作場所および宿泊施設の使用に際しては、以下を遵守すること。
 - (1) 制作場所および宿泊施設を自己の責に帰すべき事由により損傷または汚損した場合は、速やかに現状に回復するか、その損害を賠償しなければならない。
 - (2) 宿泊施設の他者への貸与、及び使用権の他者への譲渡をしてはならない。
 - (3) 当館の承認なく制作場所の改増築や設備の新設等をしてはならない。
- 5 要領3-(5)に定める活動内容等の応募資料について、その作成および送付にかかる費用は応募者の負担とし、当該資料の返却は原則として行わない。
- 6 要領3-(6)ア、イに定める作品の引き取り費用および当館での取り扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 作品等の引き取りにかかる経費（運送・梱包・通関・税金等）は被招聘者が負担する。
 - (2) 被招聘者による作品等の引き取りが困難な物については、当館に処分を一任する。
- 7 要領3-(7)に定める主催者が負担する経費の詳細は、以下のとおりとする。但し、1組複数人で参加する場合でも、主催者が負担する経費は1人分のみとする。
 - (1) 3-(7)アに定める往復渡航費は、海外からの被招聘者の場合、居住地の最寄りの国際空港から福岡国際空港までの往復航空運賃（エコノミークラス）とする。日本在住の被招聘者には支給しない。なお、支給にあたっては、特別な理由がない限り到着払いとし、支払いは日本円で行う。
 - (2) 3-(7)イに定める国内移動費は、福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則に従い国内アーティストに支給する。通勤手当は、福岡市職員の給与に関する条例に従い福岡アーティストに支給する。
 - (3) 3-(7)ウに定める宿泊費および日当は、福岡職員等旅費支給条例及び同条例施行規則に従い、海外及び国内アーティストに支給する。但し、福岡から参加のアーテ

ィストの場合は宿泊費を支給せず、日当の概ね2分の1を昼食費及び諸雑費として支給する。

(4) 3-(7)-エに定める創作活動および美術交流活動にかかる経費は、以下のとおりとする。

ア 材料および作品の設置・組立にかかる制作費(上限60万円)

イ 単独の制作が困難な場合のアシスタントの賃金

ウ 通訳者への謝礼金

エ 美術交流活動にかかる材料費等

(5) 3-(7)-オに定める展示にかかる経費

ア 作品の搬出入費、展示・撤去費

イ 会場設営、機材レンタル費

ウ 展覧会チラシ等の制作費

(6) 3-(7)-カに定める保険の加入については、傷害または疾病による死亡・後遺障害時は3千万円上限、治療時費用は8百万円を上限とする。また、被招聘者の都合による日程変更で、加入手続きが必要になった場合は、被招聘者の責任で行うこと。

8 被招聘者個人が負担する経費は、以下のとおりとする。

(1) 要領3-(4)に定める制作場所において、主催者が整備したもの以外の備品購入費

(2) 要領3-(4)に定める宿泊施設を使用する際の消耗品などの経費

(3) 要領3-(6)-イに定める作品等の引き取りにかかる経費

(4) 要領3-(7)-アに定める以外の渡航費

(5) 本細則7-(4)に定める主催者が負担する限度額を超える制作および運搬の経費

(6) 本細則7-(6)の保険の範囲を超える滞在中のけが、疾病等に関する医療費

(7) 被招聘者の居住地から福岡へ送るすべての運送費

(8) 福岡から被招聘者の居住地へ送るすべての運送費

(9) ビザの取得にかかる経費

(10) 被招聘者の故意又は過失による損害及びけが等による医療費

9 被招聘者は、主催者が撮影した作品および肖像写真、映像・音声を、広報や教育または記録など非営利目的で使用することを了承する。また、その著作権は、主催者に帰属する。